

平成 27 年度第 1 回神埼町地域審議会

○開催日時 平成 27 年 8 月 3 日（月）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

○開催場所 神埼市役所 3-1 会議室

○出席者

（市長）松本茂幸

（委員）吉原俊樹（CSO かんざき）・山崎瑞男（神埼町区長会）

貞島猛彦（神埼町区長会）・宮崎はつよ（神埼町婦人会）

廣瀧喬子（神埼市男女共同参画ネットワーク）

古賀義治（神埼市商工会）・鶴博行（神埼町仁比山生産組合協議会）

藤戸昭子（前合併協議会委員）・内田良治（前合併協議会委員）

野田聰（公募）・木村純一（公募）・城島邦彦（公募）

12 名出席

（事務局）総務企画部長：松永武宏

企画室：中島勝利・宮地直仁・小柳恒有

○傍聴人 なし

○会議次第

1 開会

2 諮問

3 市長あいさつ

4 会長あいさつ

5 議題

（1）新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更（案）について

6 その他

7 閉会

上記の会議録の内容は別紙のとおり

会議録

1 開会

2 諮問

3 市長あいさつ

財政状況が厳しい3町村が合併したことから、負担がかからないように合併特例債の限度額は50%と決められた。しかし、合併時から比べると財政状況は改善した。今回、東日本大震災による法改正により、計画期間の5年間延長変更と合併特例債の限度額の変更ができるようになった。今後見通される事業として、庁舎建設などがあることから、期間を延長し、合併特例債の限度額を100%にしたい。有利な地方債であることから、有効に活用したい。しかし、無駄遣いはしない。午前は千代田町で地域審議会を開いた。千代田庁舎をどうするのかという議論もあった。庁舎建設についてはひとつの候補地としてJA用地を含め、JA、県、建設業協会に打診している。経費がかからないようにやって行きたい。

4 会長あいさつ

市長から新市まちづくり計画の変更についての諮問書をいただいた。庁舎建設など半世紀に1回の事業もある。検討していただき、意見を賜りたい。

5 議題

(1) 新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更（案）について

事務局 議題に入る前に、本日の出席委員は14名中12名となっているので会議の開催要件を満たしていることを報告します。議事の進行については、会長よろしくをお願いします。

会長 新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更（案）について事務局より説明をお願いします。

- 事務局 資料により説明
- 会 長 事務局からの説明が終わりました。皆様からの意見をお願いします。
- 委 員 農協と話しをしたら、選択肢のひとつと言われていると聞いている。選択肢のひとつだったら検討しようがないと言う方もいると聞いている。また、葬祭公園については、吉野ヶ里町と行われているが、吉野ヶ里町との合併が難しくなったということで、進捗状況についてお尋ねする。現在の場所で難しかったら、他のところで、視点を変えてはどうか。別の場所であれば安くなるのではないか。
- 事務局 庁舎建設については、吉野ヶ里町との合併を視野に入れていたが、合併の申し入れをしたが、断われたため、庁舎建設が動きだした。農協に打診しているが、現在、庁内で検討委員会をおこし、協議しているところだが、農協付近については、優良な場所であると考えている。複数の候補地を選定して検討しているところである。9月議会で検討結果の案について説明を予定している。葬祭公園については、平成23年度に伊之助開発が倒産したことから、小淵自治会から災害関係を危惧され、葬祭公園も含めて申し入れがあった。葬祭公園は、神崎市と吉野ヶ里町のみがない。前吉野ヶ里町長と同様現在の町長も神崎市と一体となって取り組むと言われている。また、現在、用地交渉などを行っているが、反対という意見もあるが、ほぼ同意をいただいている。集落と一緒に対処していく。
- 委 員 東日本大震災がなかったら、平成27年度で終わっていた。合併特例債を活用した事業実績についても説明を。また、ハード事業だけが対象となるのか。普通交付税で70%かえってくるので、どんどん使ってほしい。P4の合併特例債の限度額の変更前後の額とP5の事業費の概算額を比べると差がでているのはなぜか。また、住民のことを考えて使ってほしい。
- 事務局 合併特例債は、ハード事業が対象となるが、積み立てた基金の利息を活用して、ソフト事業を行っている。まちづくり活動支援事業を行っている。合併特例債を活用した事業は、西郷保育園、消防施設、小中学校の外壁改修工事、学校給食共同調理場、憩の家建設などを行った。また、P5の概算額は、事業費の概算額を記載している。合併特例債はこの事業費の95%となる。また、脊振の複合施設は過疎債も活用するため、差が生じている。

委員 有利な地方債というものの、借りたものは返さなければならない。中長期的にはどうなるのか。

事務局 新市まちづくり計画の財政計画は平成 32 年度までとなっているが、その後も推計しているが、実質公債費比率が 20%いくかいかない時期が 1 から 2 年あるが、25%を超えることはない。

委員 合併時の項目について、まだ完了していない項目は何か。CSO 活動などへの支援はどうなっているか。

事務局 合併項目について、市の鳥について決まっていない。CSO 活動などへの支援については、CSO かんざきへの事業委託、地域の団体に対しては、まちづくり活動支援補助金として、要件に該当する活動に対し、まちづくり基金の利子を活用して、支援している。

委員 一丁目、二丁目、三丁目の接点である橋はどうなっているのか。県の計画からおとされたのではないか。

事務局 橋の件については、計画がなくなったわけではない。前後の道路の関係、デザインの関係もある。意見があったことを建設課に伝え、土木事務所と連携して行っていく。

委員 雇用促進住宅の動向について伺う。

事務局 雇用促進住宅「水の郷」については、国において平成 33 年までに売却することが決定している。神崎市においても検討したが、エレベーターがないこと、改修費や維持費がかさむこと、また、民間から引き合いがあっていることから、民間ができることは民間でということからも、民間ができるのであれば、市としては購入しないということで議会にも報告した。駐車場は市有であるが、駐車場も含めて売却を予定している。

委員 新市まちづくり計画の P30 の基本方針はどのようになっているか。ハード事業も、ソフト事業もある。整理してもらったらわかりやすい。

会長 お願いということでもいいか。

委員 はい。

委員 現在の人口は33,000人を切っている。P16では33,000人を超えているが。実態にあわせた書き方をしていただければわかり安い。

事務局 お手元のお渡ししている新市まちづくり計画は、合併時に基本的な指針として作成されたものである。具体的な事業については、新市まちづくり計画を踏まえて、総合計画などに基づくものである。総合計画は、10年間の計画を策定し、5年でローリングをしている。ローリングするときには最新に置換えている。

委員 P12の財政計画で、平成28年度以降の見通される事業は、どこに計上されるのか。

事務局 建設事業は、投資的経費欄に、基金造成は、積立金欄となる。

会長 それでは意見もないようなので、市長より諮問があった新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更（案）について原案どおり承認してよいか。よろしければ拍手を（拍手）。それでは、皆様からの意見を付して、答申をする。これで議事が終了したので、議長の任を下ろさせていただきます。ありがとうございました。

6 その他

事務局 それでは、その他何かございましたらお願いします。

委員 新庁舎はいつごろ建つのか。市民の賛成、反対の意見はあるのか。

事務局 市民の皆様でそれぞれの賛成、反対の意見はあると思う。意見をお聞かせいただき機会の検討も必要である。建設については、平成32年度までに建設しないと合併特例債が活用できなくなる。

委員 今回の件と直接リンクしないが、姉川城跡はどうなっているか。動きが見えない。

事務局 文化財係で国の助言を受けながら基本構想を策定している。

7 閉会